

令和元年度

いじめ防止等のための基本的な方針

浜松市立麓玉小学校

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

- 2 基本的な方向性
 - (1) いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) いじめの理解・考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 3 いじめの防止等のための対策
 - (1) 組織の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 鹿玉小学校における未然防止対策・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (3) 鹿玉小学校におけるいじめの早期発見対策・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 鹿玉小学校におけるいじめの早期対応対策・・・・・・・・・・ 4

- 4 発見したいじめへの対応
 - (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 発見・通報を受けた時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (3) いじめられた子供や保護者への支援・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (4) いじめた子供や保護者への指導・助言・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (5) いじめが起きた集団への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (6) ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (7) いじめ対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 5 重大事態への対処
 - (1) 重大事態とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 対処の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1 はじめに

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為である。いじめに関係した子供それぞれに自覚があろうがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もある。

「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」など。これらをもとに学校では、職員の共通理解を図り、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた様々な取組を行ってきた。そして、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、それらの取組を体系的にまとめ、計画的に実践するための基盤として「学校のいじめ防止等のための基本的な方針」を示すこととする。

この方針に沿っていじめ防止等に取り組むことにより、学校で安心して一層質の高い教育活動が展開されることを期待している。そして、子供を中心に、学校・家庭・地域が、いじめを含む様々な人間関係上の諸問題に対し真摯に向き合い、前向きな姿勢で、望ましい解消を目指して話し合える空気が醸成されることを期待している。

2 基本的な方向性

(1) いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの理解・考え方

子供が、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレッサー」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の三つだと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと言われている。

代表的な加害行為は、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」「日常的によくあるトラブル」ということになる。しかし、そうしたささいに見える行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気付かずに見過ごしたり、気付いてもふざけやよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささ

いな予兆も見逃さず対処する」という「早期発見」「早期対応」の姿勢を重視していく必要がある。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、今般のいじめ事案では、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わること等を考えると、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやその原因となる要因（ストレッサー）等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートするのを防いだりする「未然防止」の取組に力を注ぐことが有効と考える。そのためには、ささいな行為が深刻ないじめへと発展することがないように、潤いに満ちた学校風土をつくりだす「居場所づくり」や子供一人一人が「いじめなんてくだらないよね。」と言えるように育つことを促す「絆づくり」を意識した取組を重視することが重要と考える。

亀玉中学校校区が目指す子供像「認め合い共によさを伸ばし合う子供」に向けて、これまで以上に体験活動・集団活動を充実させ、人と関わることを喜びと感じ、「他の人と関わることは楽しい」「自分が役に立てるとうれしい」と感じられる子供を育てていきたい。そして、「ストレスに負け、そのはけ口として他者を攻撃するようなまねはしない」と言える子供を育てていきたい。人間関係のトラブルを回避し、プレッシャーをはねのけられる前向きな自己概念を子供に育てていきたい。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置基準

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。「いじめ防止対策委員会」は、①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取組の企画や実施、②それらの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取組の効果・成果の検証、③教職員や保護者・地域の方々のいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施、④本基本方針の見直しや改善、⑤いじめの問題の事実確認、対応、指導等を行うものとする。

いじめ防止対策委員会の構成および実施		
構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭・生徒指導主任・いじめ対策コーディネーター
	委員	全職員 ※臨時会議の場合（教務主任・養護教諭・各学年主任・該当児童担任）
	特別委員	スクールカウンセラー(SC)・代表民生児童委員
会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日時を学校の行事予定に位置づけ隔月開催する。ただし、必要に応じて臨時にも開催する。 ・浜松市教育委員会と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する。 	

(2) 亀玉小学校における未然防止対策

一人一人が自他の命を大切にし、それぞれの居場所がある温かい学級・学校をつくること、そしてより良い人間関係を築くことがいじめを未然に防いでいくことにつながる。子供たちの「居場所づくり」「絆づくり」のために以下のような手立てを講じていく。

①思いやりの心を育成する

- ・ 道徳の授業の充実を図る。→保護者の理解を得るために、道徳の授業公開をする。
- ・ 明るい挨拶ができるようにあいさつ運動を行う。(生活委員会、学年)
- ・ 生活目標 … あいさつは 大きな声で 元気よく (4、9、1月)
ラストまで だまってそうじ ぴかぴかに (7、12、3月)
ただし言葉 ふわふわ言葉で なかよしの輪 (5、10、2月)
まもろう 時刻と ろうか歩行 (6、11月)
- ・ すべての授業で「あたたかな聴き方・やさしい話し方」指導をする。
- ・ 小グループでの話合い活動を充実する。
- ・ 構成的グループエンカウンターを計画的に取り入れ、人間関係づくりに取り組む。

②子供の自主的・自治的活動

- ・ 学級会の充実(説得と納得を繰り返し、折り合いをつける話合い活動に積極的に取り組む。)
- ・ 代表委員会 学校をより良くするための活動
- ・ 委員会による創意工夫活動

③自己肯定感を高める

- ・ 学級や個人の良いことを掲示していく。
- ・ 帰りの会での「良いことみつけ」で、一人一人の良さや頑張りを認め合う。
- ・ 道徳や特活、保健などの教科学習の中で自己肯定感を高める。

④いじめ防止意識を高める学年・学級指導

- ・ 学期始め等での学年や学級指導の場で、いじめを絶対に許さないという意識を高める指導を行う。
- ・ 指導にあたっては、いじめの概念の理解、具体的ないじめの行動(いじめアンケートの項目を生かす)、加害者にも傍観者にもならないことなどを、学年の発達段階に応じて指導する。
- ・ 外部講師による5・6年生への情報モラル教育の実施

(3) 亀玉小学校におけるいじめの早期発見対策

①生活アンケート「はあとチェック」

- ・ 毎月1回(25日)、アンケートを行う。
- ・ アンケートを行うことで、全校児童のいじめに対する関心を高めるとともに、いじめを許さない指導につなげる。

- ・アンケートに書かれたことから、子供たちの様子や状況、変化を把握していくとともに、いじめにつながりそうな内容については個別に話を聴いて事実関係を把握する。
- ・緊急性のあるものは、すぐに関係職員に連絡する。

②個別面談

- ・一人一人の子供とじっくり向き合う時間を確保し、何でも話しやすい雰囲気を作るように努める。(全学年、期間を設定する。)
- ・子供一人一人の楽しみや悩みを理解するとともに、よさや頑張りを認め、学校生活をいきいきと送ることができるように支援をする。
- ・子供の表れや事前に行ったアンケートをもとに具体的な話をする。

③子供の様子、変化をつかむ

- ・朝の健康観察や声を掛けたときの子供の返事から、心の健康状態や変化をつかむ。
- ・日記等の内容から情報を得たり、ノートの文字の変化から子供の心の様子をつかんだりする。
- ・学習カードや連絡帳等で保護者との情報交換をする。
- ・子供との会話、また、グループづくりや席替えのときの子供の様子から、子供たちの人間関係の変化をつかむ。
- ・教師が教室へ入ったときの子供たちの瞬間的な姿から、学級の様子をつかむ。
- ・いじめアンケート(無記名)を実施し、見えにくい人間関係の実態をつかむ。
- ・スクールカウンセラー(S C)と情報交換をし、子供の様子等をつかむ。

(4) 亀玉小学校におけるいじめの早期対応策

①事実確認

- ・正確に事実を聴き取り、記録に残す。
- ・関係職員が複数で聴き取りを行い、誤解やもれがないようにする。
- ・必要に応じてアンケート調査を行う。

②情報の共有

- ・いじめに関する情報については、担任や担当だけにとどめることなく、学年主任やコーディネーター、関係する職員にすぐに伝え、事実確認を確実にを行う。(記録)

③「いじめ防止対策委員会」による対応

- ・いじめ被害者の心のケア。
- ・いじめ加害者への指導と保護者との連携。
- ・いじめ加害の背景にある事柄の改善。
- ・望ましい人間関係づくり、健全な集団づくりのための継続指導、継続観察。

4 発見したいじめへの対応

(1) 基本的な考え方

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」で組織的に対応する。いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守り通すとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。

(2) 発見・通報を受けた時の対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止め、事情を把握するよう努める。また、子供や保護者、地域の方々からの通報や相談があった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても早い段階から丁寧に関わりをもつ。

いずれの場合も、被害にあっている子供やいじめを知らせてきた子供の安全確保を優先し、「いじめ防止対策委員会」で組織的に関係する子供から事情を聴き取るなどして事実関係の確認を行う。事実関係確認の結果は、浜松市教育委員会へ報告するとともに、早期対応に向けた最も効果的な方法を用いて、被害・加害双方の子供の保護者に事実を報告する。

触法性のあるいじめの加害行為については、ためらうことなく宮口交番・浜北署生活安全課・青少年育成センター等に相談し、警察諸機関と連携した対応ができるよう援助を求める。

(3) いじめられた子供や保護者への支援

事実関係の聴取は、子供の自尊感情・プライバシー等に配慮して行う。また、保護者の協力体制の元、子供の不安の払拭を図り、安全確保を最優先に考えて行動する。

「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりできるような支援を行う。親しい友人・教職員・家族・地域の方々等と連携し、子供に寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて、加害の子供を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の子供や保護者の様子、いじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。

いじめを受けた子供や保護者は、学校が加害側を指導すると、「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取組について丁寧に説明し、取組のねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらった上で、対応にあたりたい。学校の体面を保つためではないかと疑われるような一方的な支援により、子供や保護者が疑心暗鬼に陥らないよう、親切で丁寧な対応を心がけ、互いが腑に落ちる支援を目指していく。

(4) いじめた子供や保護者への指導・助言

一定の教育的配慮の元、いじめたとされる子供からも事実関係の聴取を行う。いじ

めたとされる子供には、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該の子供が抱える問題などいじめの背景にも目を向けるほか、保護者の協力を得ながら、子供の安心・安全や健全な人格の発達に配慮して事実関係の聴取を行い、自らの行為の責任を自覚するよう働きかける。

事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該の子供の保護者に伝えて、理解・納得を得た上、学校と連携して早期解消を目指す取組に協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については、学校が組織的に対応し、当該の子供の保護者に指導・支援を継続するとともに、保護者の責任においていじめ行為が消失するよう協力を要請する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該の子供や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないように配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・懲戒といった措置も視野に入れながら、当該の子供が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・福祉的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得た上で必要に応じて外部の専門機関と情報共有し、いじめ加害の背景の改善を目指すものとする。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる子供には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り、記述式調査、等）で、事実関係の聴取を行う。集団への働きかけにおいて、最も効果のあげられる教職員を「いじめ防止対策委員会」で検討し、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴えかける。

すべての子供が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりを目指すよう、「いじめ防止対策委員会」で組織的に集団全体の経過観察と継続的指導を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為に、ネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ子供の特定を早急に行い、子供にネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあったりする場合は、被害の拡大を避けるために、浜松市教育委員会と連携してプロバイダに対する削除要請を行う。また、犯罪性のある書き込み等については、浜北警察署生活安全課に通報し、適切に援助を求める。

パスワード付きのサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス：LINE や mixi、GREE、Mobage、Ameba 等）を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見も困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。また、子供にネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、子供のインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

(7) いじめ対応の流れ

発見・発覚・訴え

事情や背景を受け止めながらも、「いじめ」や「いじめに見える行為」はダメと毅然として指導する。

事実確認・一次指導

「やった」「やらない」等、水掛け論になった事実も確認しきれない事実として確定する。

事実の確定

事実にもとづく反省、今後の約束事項、保護者の理解と協力

事実の共有・二次指導

経過観察・背景改善

- ①いじめを受けた子に対して
定期的な声掛け、定期相談を計画、生活記録に注目、何でもないときの家庭連絡、SCや養護教諭との連結、友人関係の調整、気になる事柄を訴え出られるように支援、等
- ②いじめた子に対して
行動改善の示唆と支援、いじめをする背景のアセスメント、友人関係の調整、陰湿な行動に変化しないよう観察、定期面談や行動改善に向けた特別な活動を計画、等
- ③いじめを見て楽しんでいる子
いじめを生んでいる雰囲気そのものであることを指摘、よりよい集団づくりのための役割を分担、等
- ④いじめを傍観している子
いじめられている子の立場に立ち勇気をもって行動するよう示唆、教職員以外のモニターとしての役割、等

一定の解消

解消

【組織的な対応】
いじめを発見したり、通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まずに、直ちに「いじめ防止対策委員会」に報告する
「いじめ防止対策委員会」では最も効果の高い組織的な取組を検討する

【立場に応じた事実確認】
①いじめを受けている子
②いじめている子
③いじめを見て楽しんでいる子
④いじめを傍観している子
※ 立場の違う者どうしを同席させての事実確認は行わない

【事情を聞く時のポイント】
①いじめを受けている子
心情を受け止め、励まし勇気付ける、訴え出る勇気が再発を防ぐ
②いじめている子
相手の立場に立った考え方をさせる中で事実確認を
③いじめを見て楽しんでいる子+④いじめを傍観している子
当事者意識を持たせる、当事者外からの客観的な事実をつかむ

【確認すべき内容】～ 具体的事実の確認と心情面の理解を
いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことを、どのくらいの頻度で
どんなつもりで、どのように受け止めているか、今後どうするか、等

【保護者と協働体制で】
いじめの発見や訴えがあった直後から当事者の子供の保護者にはきちんとした情報提供をすること、事実確認の経過や関係する子供の心情を伝えるとともに学校としての指導の見通しを伝えること

【浜松市教育委員会連絡・他機関連携】
いじめ行為に触法性がある場合や、いじめの背景に虐待等の福祉要因が認められる場合は、当初から関係機関との連携を視野に入れた指導の流れを考える
状況によっては、校長（いじめ防止対策委員長）が、この時点で浜松市教育委員会に第一報を入れる

【浜松市教育委員会への報告・連絡・相談】
校長（いじめ防止対策委員長）は、浜松市教育委員会へいじめの事実を報告する
学校にとって都合のよいことも悪いことも含め、隠蔽体質ととらえられないように包み隠さず報告する

【二次指導のポイント】
・最大の課題は、再発防止
・いじめた子とその保護者が、いじめの事実を認めること
・いじめを受けた子とその保護者が、事後の生活に勇気がもてること
・周囲の子供たちが、いじめを許さない心持ちになること

【いじめの表れが消失】
表れとしてのいじめが消失し、本人が不安なく学校生活を送れる状況

【いじめられた子の本人らしさが表出】
いじめられた子が、自然に自分らしく活動できるようになった状況

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ① いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 子供が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめが原因で、子供が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席している疑いがあるとき、あるいは、いじめが原因で、子供が一定期間連続して欠席しているとき
- ③ 子供や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、学校の「いじめ防止対策委員会」を通じて、ただちに浜松市教育委員会に報告し、その指示を仰ぐ。また、教育委員会を通じて市長に報告する。

浜松市教育委員会は、浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、速やかに「いじめ対策等専門家チーム」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始することとなっている。浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、学校がいじめを受けた子供や保護者に行う調査や情報提供を指示・監督し、「いじめ対策等専門家チーム」の見立てや判断を子供や保護者に適切に情報提供することとなっている。

また、市長は、必要に応じて附属機関を設けるなどして重大事態の再調査を行うことがあり、市長の権限及び責任において、当該学校への重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理・福祉等の外部専門家の派遣、等の措置がとられる場合もある。

※ 詳細は、浜松市の「いじめの防止等のための基本的な方針」による